
2029. 船積情報変更

業務コード	業務名
C L D	船積情報変更

1. 業務概要

「船積情報登録（C L R）」業務で登録した内容に対して、積コンテナリスト提出情報と船積情報の取消し（以下、「積コンテナ・船積情報の取消し」という。）、積コンテナリスト提出情報の取消し（以下、「積コンテナ情報の取消し」という。）、及び船積情報の取消し（以下、「船積情報の取消し」という。）を行う^{*1}。

なお、「積コンテナ・船積情報の取消し」は、C L R業務の積コンテナリスト提出・船積処理（積コンテナ・船積区分「A」）により積コンテナリスト提出済で船積情報登録済のコンテナを取消しの対象とする。

「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。また、本業務において時間外執務要請届を行う旨を入力することにより、時間外執務要請届を併せて行うことができる。

（* 1）処理の振り分けについて

「積コンテナ・船積情報の取消し」、「積コンテナ情報の取消し」、「船積情報の取消し」の区別は下記の表の通り、入力項目によって判別する。

○：入力

×：未入力

処理内容 入力項目	「積コンテナ・ 船積情報の取消し」	「積コンテナ情報の 取消し」	「船積情報の取消し」
積コンテナリスト 提出番号	○	○	×
積載予定船舶コード 積載予定船舶名 積出港コード 航海番号	○	×	○

2. 入力者

通関業、船会社、船舶代理店、C Y、海貨業

3. 制限事項

1 業務で入力可能なコンテナ番号または貨物管理番号^{*2}は最大1200件とする。

（* 2）貨物管理番号とは、輸出管理番号またはB/L番号のことをいう。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②C L R業務を行った利用者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照

(3) 積コンテナDBチェック

「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」の場合に、以下のチェックを行う。

- ①入力された積コンテナリスト提出番号に対する積コンテナDBに積コンテナリストを提出した旨が登録されていること。
- ②当該コンテナ番号が積コンテナDBに登録されていること。(取消しの場合のみ。)
- ③積コンテナDBに積コンテナリストを提出した旨が登録されているコンテナが存在すること。(一括取消しの場合のみ。)

(4) 船積管理DBチェック

- ①当該港分の「船積確認登録（CCL）」業務がされていないこと。（「船積情報の取消し」を除く。）
- ②入力された積載予定船舶コード^{*3}、積出港コード及び航海番号に対する船積管理DBが存在すること。（「積コンテナ情報の取消し」を除く。）

(* 3) 積載予定船舶名に入力がある場合は、積載予定船舶名も含む。

(5) コンテナ情報DBチェック

- ①取消しの場合は、入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在すること。
- ②一括取消しで、「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」の場合は、入力された積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号に係るコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在すること。
- ③一括取消しで、「積コンテナ情報の取消し」の場合は、入力された積コンテナリスト提出番号に係るコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在すること。
- ④「積コンテナ情報の取消し」の場合は、CLR業務により船積処理がされていないこと。
- ⑤取消しで、「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」の場合は、CLR業務により船積処理がされていること。

(6) 貨物情報DBチェック

「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」の場合に、以下のチェックを行う。

(A) コンテナ番号が入力された場合

当該コンテナに関連付けられている貨物管理番号に対して、以下のチェックを行う。

- ①貨物情報DBが存在すること。
- ②CLR業務により船積処理がされていること。
- ③CCL業務がされていないこと。

(B) 貨物管理番号が入力された場合（「船積情報の取消し」の場合のみ）

入力された貨物管理番号に対して、以下のチェックを行う。

- ①貨物情報DBが存在すること。
- ②CLR業務により船積処理がされていること。
- ③本船扱い承認貨物（通関場所に本船が指定された特定輸出申告を行う旨の登録がされている輸出貨物を含む。以下同様。）の場合は、輸出許可（積戻し許可を含む。）されていないこと。
- ④本船扱い承認貨物の場合は、輸出申告等（貨物船積前に行われた輸出申告等（搬入前申告）で搬入後処理未済の場合を除く）がされていないこと。
- ⑤CCL業務がされていないこと。

(7) 時間外執務要請届情報関連チェック

「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」の場合で、本業務が税關の開庁時間外にわたる場合は、以下①のチェックを行い、時間外執務要請届出済の旨が入力された場合は、以下②～③のチェックを行う。

- ①時間外執務要請届出済の旨または本業務において時間外執務要請届を併せて行う旨が入力されること。

- ②入力者分の時間外執務要請届DBが存在すること。
- ③本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を内部処理で行う。（詳細については後述の特記事項を参照。）

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 処理単位

(A) 「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」の場合

1コンテナ管理者単位に処理を行う。

(B) 「船積情報の取消し」の場合

積載予定船舶コード、積出港コード、航海番号単位に処理を行う。

(3) 積コンテナリスト提出官署決定処理

「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」の場合は、CLR業務で決定した税関官署の保税担当部門を申告官署とする。

(4) 積コンテナDB処理

「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」の場合は、入力されたコンテナ番号に取り消しとなった旨を登録する。

(5) コンテナ情報DB処理

①「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」の場合は、輸出許可となった旨を取り消す。

②取消しで、「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」の場合は、入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBより、船積みの登録を行った旨を取り消す。

③一括取消しで、「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」の場合で、入力された積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号に係るコンテナ番号が船積みの登録が行われていた場合は、当該コンテナ番号に対するコンテナ情報DBより、船積みの登録を行った旨を取り消す。

(6) 貨物情報DB処理

「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」の場合は、以下の処理を行う。

(A) コンテナ番号が入力された場合

当該コンテナに関連付けられている貨物管理番号に対する貨物情報DBより、船積みの登録を行った旨を取り消す。

(B) 貨物管理番号が入力された場合（「船積情報の取消し」の場合のみ。）

入力された貨物管理番号に対して、以下の処理を行う。

①取消しの場合は、入力された貨物管理番号に対する貨物情報DBより、船積みの登録を行った旨を取り消す。

②一括取消しの場合で、入力された積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号に係る貨物管理番号が船積みの登録がされていた場合は、当該貨物管理番号に対する貨物情報DBより、船積みの登録を行った旨を取り消す。

(7) 船積管理DB処理

「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」の場合は、以下の処理を行う。

①入力された積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号に対する船積管理DBに、船積みの変更を終了した旨を登録する。

②船積みの登録をされたコンテナ番号または貨物管理番号がすべて取り消された場合は、船積管理DBより、船積みの登録を行った旨を取り消す。

(8) 時間外執務要請届処理

「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」の場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合、時間外執務要請届を併せて行う旨が入力された場合は、事前に時間外執務要請届出がされていた場合を除き、以下の処理を行う。

(A) 時間外執務要請届受理番号払い出し処理

時間外執務要請届受理番号をシステムで払い出す。

(B) 時間外執務要請届DB処理

①時間外執務要請届DBを作成する。

②実施時刻より1分間分の届出時間帯で時間外執務要請届を登録する。

(9) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(10) 注意喚起メッセージ出力処理

内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
エラー通知情報（船積情報）	なし	入力者
積コンテナリスト変更情報	「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」の場合	税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」である (2) CLR業務で保税地域コードが入力されている (3) 入力者と当該保税地域の利用者が異なっている	保税地域
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」である (2) コンテナ管理者としてシステムに登録されている船会社がシステムに参加している	船会社 (コンテナ管理者)
積コンテナ輸出許可内容変更通知情報	(1) 「積コンテナ・船積情報の取消し」または「積コンテナ情報の取消し」である (2) 取消して、積コンテナリスト提出番号に係るすべてのコンテナ番号が入力されていない	入力者
船積登録変更情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」である (2) 入力者が船会社、船舶代理店以外である (3) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに参加している	本船運航船会社

情報名	出力条件	出力先
	<p>以下の条件をすべて満たすとき、出力する</p> <p>(1) 「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」である</p> <p>(2) 入力者が船会社、船舶代理店以外である</p> <p>(3) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに不参加である</p> <p>(4) 入力された積載予定船舶コードの運航船会社と、積出港、積載予定船舶コード、航海番号において受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店が存在する</p> <p>(5) (4)に該当する利用者が存在しない場合は、入力された積載予定船舶コードの運航船会社と、積出港、積載予定船舶コードにおいて受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店が存在する</p>	船舶代理店
	<p>以下の条件をすべて満たすとき、出力する</p> <p>(1) 「積コンテナ・船積情報の取消し」または「船積情報の取消し」である</p> <p>(2) 入力された積載予定船舶コードが「9999」である</p>	入力者
本船扱い貨物船積登録 変更情報	「船積情報の取消し」の場合で、本船扱い承認貨物が存在する場合に輸出管理番号単位に出力する	貨物情報DBに登録されている申告予定者
時間外執務要請確認情 報	時間外執務要請届を併せて行う旨が入力された場合	税關 (保税担当部門)

7. 特記事項

本業務は多量のコンテナ番号または貨物管理番号を処理するため、以下の処理の流れとなる。

- ①入力条件のチェックをした後、処理結果通知の出力処理を行う。
- ②多量コンテナまたは貨物管理番号に対して、一定の小さな処理単位に分割してコンテナ情報DBチェック、貨物情報DBチェックやDB処理等の内部処理を行う。
- ③すべてのコンテナ番号または貨物管理番号に対する内部処理が完了した後、積コンテナリスト変更情報等の出力処理を行う。
- ④内部処理でコンテナ情報DBチェックまたは貨物情報DBチェックに合致しなかったコンテナ番号または貨物管理番号が存在する場合は、最後に一括してエラーコンテナ番号または貨物管理番号としてエラー通知情報（船積情報）を出力する。